

# 和歌山県未成年者喫煙防止条例

(施行日 平成20年4月1日)

## 未成年者の喫煙や受動喫煙を防ごう！

### 条例の特徴

- 保護者や県民、事業者に未成年者の喫煙防止だけでなく受動喫煙からの保護も求めています

- 対面販売や自動販売機での年齢確認の具体策を定めました

- 県は学校の喫煙防止教育や事業者の取組に協力します

### 委員長に聞く



## 子どもたちには 健やかに育つて欲しい

### 条例制定の背景は？

未成年者の喫煙は、補導数が18年度で2000件を超え、また、健康上も大きな課題となっています。これまで、各方面で喫煙防止対策が取り組まれてきましたが、県民運動としての取組や環境面での対策をより推進するため、福祉環境委員会において専門家などのご意見を参考しながら制定しました。

**条例、そのココロは？**  
この条例のめざすところは、罰則による強制ではなく、県民一人ひとりが、将来を担う子どもたちの喫煙や受動喫煙の防止に向け、その重要性を理解し、一致協力して取り組んでいただくところにあります。どうか、ご協力よろしくお願いします。

### 条例に期待するものは？

まず、保護者をはじめ県民の皆さんに、子どもたちの喫煙について真剣に考えていただき、そして、子どもたちを受動喫煙から守るという思いやりも持つていただきたいと思います。また、販売業者の方にも、対面販売での年齢確認や成年識別機能の付いた自動販売機によりご協力をいただいておりますが、条例により、さらにその徹底を期待します。

### 専門家から一言



## 全国の模範となる 条例を高く評価

### 奈良女子大学教授 医学博士 高橋裕子さん

このような状況から子どもたちを守るために、和歌山県議会が全国の模範となる条例を制定されました。この若い両親による子どもたちの受動喫煙も、健康上で喫煙対策の推進や禁煙が進んでいます。特に、未成年者の喫煙は、違法であるだけでなく、健康上の影響も大人より深刻です。また、最近、よく見かけます。

**未成年者の喫煙を防ぐため  
に、ご協力よろしくお願い  
します。**

**自動販売機の場合**  
未成年を識別する機能によつて未成年者がたばこを購入できないようにしなければなりません。  
**対面販売の場合**  
運転免許証等、公的な書類でお客様の年齢を確認することが義務付けられました。(20歳以上が明らかである場合を除く)  
**たばこを販売される業者の方へ**

### 小学4年から6年生 が回答した受動喫煙の状況

平成19年度  
和歌山禁煙教育  
ボランティアの会調べ  
回答者:3,554人



### 和歌山県未成年者喫煙防止条例のイメージ

#### 未成年者の喫煙

喫煙に対する社会の寛容さ  
喫煙の影響についての知識が不足  
たばこが容易に入手できる

未成年者の喫煙を  
防止するための  
社会環境の整備  
▼  
健康の保護 健全な育成



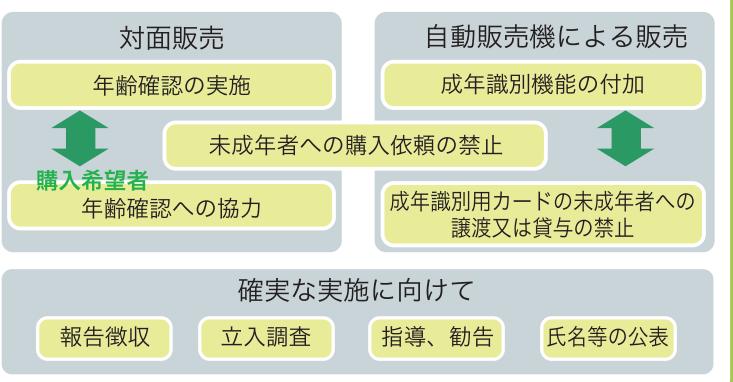
### 喫煙の影響を正しく知らせよう

学校での喫煙防止教育の充実に協力 事業者が行う未成年者の喫煙防止への取組に協力

### クリーンな環境を作ろう

学校と児童福祉施設の敷地内は禁煙とするよう必要な措置の要求

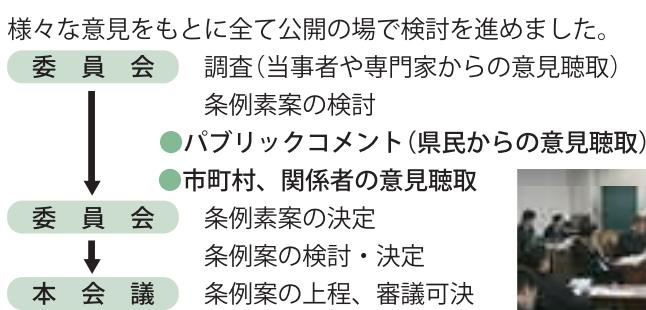
### たばこを買わせない!!



### 政策に関する議員提案条例一覧

政策条例の名称	議決年月日	施行年月日
和歌山県防災対策推進条例	H20. 3.18	H20. 4. 1
和歌山県未成年者喫煙防止条例	H20. 3.18	H20. 4. 1
和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H19. 3. 7	H19. 4. 1
紀の国森づくり基金条例	H17.12.15	H19. 4. 1
紀の国森づくり税条例	H17.12.15	H19. 4. 1

### 策定の経過



条例等については  
次のホームページをご覧ください

和歌山県議会ホームページ：和歌山県防災対策推進条例及び和歌山県未成年者喫煙防止条例  
和歌山県青少年・男女共同参画課ホームページ：和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則